



平成 30 年 4 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社マルヨシセンター
代表者名 代表取締役社長 佐竹 克彦
(コード番号：7515 東証第二部)
問合せ先 取締役 管理本部長 小笠原 将仁
(電話 087-874-5511)

単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 23 日開催の取締役会において、平成 30 年 5 月 25 日開催予定の第 58 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

(2) 変更の内容

平成 30 年 9 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案および「3. 定款一部変更」に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の割合・比率

平成30年9月1日をもって、同年8月31日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年2月28日現在）	8,749,990株
株式併合により減少する株式数	7,874,991株
株式併合後の発行済株式総数	874,999株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 併合による影響等

株式併合により、発行済株式総数は10分の1に減少することとなりますが、併合前後での純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となります。このため、株式市況その他の変動要因を除き、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、すべての端数を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

平成30年2月28日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	504名（100.0%）	8,749,990株（100.0%）
10株未満所有株主	50名（9.9%）	59株（0.0%）
10株以上所有株主	454名（90.1%）	8,749,931株（100.0%）

(注) 上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10株未満の株式のみご所有の株主様50名（所有株式数の合計59株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成30年9月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（10分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数（平成30年9月1日付）
21,750,000株	2,175,000株

(6) 株式併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案および下記「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 変更の理由

上記「2. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、併合の割合に合わせて発行済株式総数が減少するため、発行可能株式総数を 21,750,000 株から 2,175,000 株に変更するとともに、当社株式の売買単位を 100 株とするため、単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更するものであります。

なお、本変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 30 年 9 月 1 日をもってその効力が生じる旨の附則を設け、本附則はその効力の発生をもって、これを定款から削除することといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>21,750,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,175,000</u> 株とする。 (単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 <u>附 則</u> <u>本定款第 6 条および第 8 条の変更は、平成 30 年 9 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。</u> <u>なお、本附則は効力発生日をもって、これを削除するものとする。</u>

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、上記「2. 株式併合」に関する議案および本定款一部変更に関する議案が、いずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 主要日程

取締役会決議日	平成 30 年 4 月 23 日
定時株主総会開催日	平成 30 年 5 月 25 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 30 年 9 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 30 年 9 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 30 年 9 月 1 日 (予定)

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は、平成 30 年 9 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 30 年 8 月 29 日をもって、東京証券取

引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(添付資料)

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位になっている株式数です。

現在当社の単元株式数は1,000株ですが、今般この単元株式数を1,000株から100株に変更することを予定しております。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることで、当社では今般、10株を1株にすることを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

併せて、当社株式について、変更後においても証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準にするとともに、当社株式を株主様に安定的に保有いただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか？

A 4. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行った際には、その効力発生前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株数
例①	11,000株	11個	1,100株	11個	なし
例②	812株	なし	81株	なし	0.2株
例③	100株	なし	10株	なし	なし
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対して、その処分代金を端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式が10株未満の株主様（例④）は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 資産価値には影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本に変わりはありませんので、株主様のご所有株式数は、株式併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様ご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。また、株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q 6. 株主は何か手続きが必要ですか。

A 6. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 7. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 7. 次のとおり予定しております。

平成30年5月25日	定時株主総会
平成30年8月28日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成30年8月29日	100株単位での売買開始日
平成30年9月1日	単元株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成30年9月下旬	株式割当通知発送
平成30年11月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 TEL：0120-094-777（通話料無料） 受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日を除く）